

法教育推進協議会開催要領

平成17年5月18日

平成19年5月18日改正

1 目的

法教育推進協議会（以下、「協議会」という。）は、我が国の学校教育等における司法及び法に関する学習機会を充実させるため、法教育研究会の報告の趣旨を踏まえつつ、以下の事項に関する情報交換及び今後の在り方について検討を行い、我が国における法教育を推進することを目的とする。

- ア 学校教育における法教育の実践等
- イ 教育関係者・法曹関係者による法教育に関する取組等
- ウ 裁判員制度を題材とした法教育の実践等
- エ その他法教育の研究・実践・普及方法等

2 協議会及び部会

協議会のもとに、私法分野教育検討部会及び小学校教材作成部会を置く。

私法分野教育検討部会は、協議会における検討を踏まえ、私法分野における法教育の在り方に関する検討等を行う。

小学校教材作成部会は、協議会における検討を踏まえ、小学生を対象とした法教育教材の作成等を行う。

3 開催

協議会は、法務省大臣官房司法法制部長の求めにより、3か月に1回程度開催する。

私法分野教育検討部会及び小学校教材作成部会（以下、「両部会」という。）は随時開催する。

協議会の委員は、両部会に参加することができる。両部会の構成員は、協議会に列席することができるほか、相互の部会に参加することができる。

4 事務

協議会及び両部会の事務は、法務省大臣官房司法法制部司法法制課が担当する。

5 任期

協議会の委員及び両部会の構成員の任期は、2年とする。

法教育推進協議会委員

(五十音順 敬称略)

あんど う か づ
安 藤 和 津

エッセイスト

あんど う のぶ あき
安 藤 信 明

司法書士・日本司法書士会連合会理事

いそやま きようこ
磯 山 恭 子

静岡大学教育学部准教授

うねもと なおみ
畝 本 直 美

日本司法支援センター本部事務局次長

えぐち ゆうじ
江 口 勇 治

筑波大学教育学系教授，文部科学省初等中等教育
局教育課程課教科調査官

おおすぎ あきひで
大 杉 昭 英

岐阜大学教育学部教授

おおむら あつし
大 村 敦 志

東京大学大学院法学政治学研究科教授

かさい まさとし
笠 井 正 俊

京都大学大学院法学研究科教授

たてべ ゆたか
建 部 豊

東京都教育庁指導部義務教育特別支援教育指導課
統括指導主事

むらまつ つよし
村 松 剛

弁護士・横浜弁護士会法教育委員会副委員長

せき かずほ
関 一 穂

内閣官房内閣参事官

よしざき よしや
吉 崎 佳 弥

最高裁判所事務総局総務局参事官

法教育推進協議会 小学校教材作成部会構成員

(五十音順 敬称略)

いちば やすひろ
一場 康 宏

最高裁判所事務総局総務局付

うすい ただお
臼井 忠 雄

筑波大学附属小学校教諭

うめだ ひなこ
梅田 比奈子

横浜市立稲荷台小学校副校長

おおや た い
大谷 太

法務省大臣官房司法法制部付

きむら なつこ
木村 夏子

東京都世田谷区立太子堂小学校主幹教諭

こばやし ひでゆき
小林 秀行

埼玉県騎西町立騎西小学校教諭

ねもと のぶよし
根本 信義

弁護士・茨城弁護士会所属

法教育推進協議会 私法分野教育検討部会構成員

(五十音順 敬称略)

あつみ としふみ
渥美 利文

東京都立石神井高等学校教諭

いちば やすひろ
一場 康 宏

最高裁判所事務総局総務局付

おおや た い
大谷 太

法務省大臣官房司法法制部付

きょう ふみえ
姜 文江

弁護士・横浜弁護士会所属

ますだ きみゆき
増田 公之

埼玉県桶川市立日出谷小学校教諭